

令和 2 年第 1 回定例会

長柄町議会会議録

令和 2 年 3 月 4 日 開会

令和 2 年 3 月 18 日 閉会

長柄町議会

令和 2 年長柄町議会第 1 回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月4日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	5
○開会及び開議の宣告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○施政方針	10
○一般質問	16
柴田 孝君	17
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第 3 号、議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第 7 号、議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	42

○議案第15号～議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第21号～議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託	55
○発議案第1号の上程、説明、採決	60
○発議案第2号の上程、説明、採決	61
○発議案第3号、発議案第4号の上程、説明、採決	63
○休会の件	65
○散会の宣告	65

第 2 号 (3月18日)

○議事日程	67
○出席議員	67
○欠席議員	67
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	67
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	68
○開議の宣告	69
○諸般の報告	69
○議案第21号～議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決	69
○閉議及び閉会の宣告	76
○署名議員	77

長柄町告示第1号

令和2年長柄町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和2年1月28日

長柄町長 清 田 勝 利

1 日 時 令和2年3月4日(水) 午前10時

2 場 所 長柄町議会 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	高 橋 智恵子 君	2 番	岡 部 弘 安 君
3 番	柴 田 孝 君	4 番	川 嶋 朗 敬 君
5 番	鶴 岡 喜 豊 君	6 番	池 沢 俊 雄 君
7 番	三 枝 新 一 君	8 番	本 吉 敏 子 君
9 番	月 岡 清 孝 君	10 番	古 坂 勇 人 君
11 番	山 崎 悦 功 君	12 番	星 野 一 成 君

不応招議員（なし）

令和2年長柄町議会第1回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年3月4日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
(長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告)
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 1号 長柄町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7号 長柄町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号 学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 9号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 10号 長柄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 11号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第12号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 長柄町農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 町道路線の廃止について
- 日程第18 議案第15号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第12号）
 議案第16号 令和元年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第17号 令和元年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
 議案第18号 令和元年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 議案第19号 令和元年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第20号 令和元年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第21号 令和2年度長柄町一般会計予算
 議案第22号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計予算
 議案第23号 令和2年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算
 議案第24号 令和2年度長柄町介護保険特別会計予算
 議案第25号 令和2年度長柄町浄化槽事業特別会計予算
 議案第26号 令和2年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 発議案第1号 長柄町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 発議案第2号 千葉外房有料道路の茂原区間の料金の早期無料化に関する意見書
- 日程第22 発議案第3号 二級河川一宮川水系河川整備を求める意見書
 発議案第4号 千葉県が実施する二級河川一宮川水系河川整備への支援を求める意見書
- 日程第23 休会の件

出席議員（12名）

1番	高橋	智恵子	君	2番	岡部	弘安	君
3番	柴田	孝	君	4番	川嶋	朗敬	君
5番	鶴岡	喜豊	君	6番	池沢	俊雄	君
7番	三枝	新一	君	8番	本吉	敏子	君

9番 月岡清孝君
11番 山崎悦功君

10番 古坂勇人君
12番 星野一成君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	田中武典君
総務課主査	小川久美子君	企画財政課長	白井浩君
税務住民課長	大塚真由美君	健康福祉課長 兼地域包括支 援センター長 兼福祉 センター長	若菜聖史君
建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	石井正信君
会計管理者	石井和子君	教育長	石川和之君
学校教育課長 兼給食 センター所長	豊田武文君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君
選挙管理 委員会 書記	蒔田功君	農業委員会 事務局 局長	石井正信君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田孝一	議会書記	長 畠保憲
議会書記	白井雄大		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（星野一成君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様には、ご苦労さまでございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、マスクの着用、消毒にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和2年長柄町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星野一成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

11番 山 崎 悦 功 議員

1番 高 橋 智恵子 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（星野一成君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日4日から18日までの15日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日4日から18日までの15日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（星野一成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

陳情が1件提出されました。議会運営委員会で協議した結果、審議保留となりました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書及び定期監査報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

また、去る2月25日に行われました長生郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会において、令和2年度予算が可決されましたので報告いたします。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会議員であります鶴岡喜豊議員より報告があります。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員、鶴岡喜豊議員。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（鶴岡喜豊君） 皆さんおはようございます。5番、鶴岡喜豊です。

傍聴人の皆さん、早朝より足元の悪い中ご苦労さまでございます。

私から、令和2年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の報告をさせていただきます。なお、この後の長生郡市広域市町村圏組合の呼称につきましては、長生広域とさせていただきます。

令和2年第1回長生広域議会定例会は2月7日に開会し、令和元年度の補正予算及び令和2年度の新年度予算並びに議案16件を審議し、2月25日に閉会しました。

初めに、議案第1号 令和元年度長生広域一般会計補正予算（第4号）。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,087万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,769万6,000円とするものです。内容については、執行に伴う減額です。

次に、議案第2号 令和元年度長生広域特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第2号）。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,774万3,000円とするものです。内容は、同じく執行に伴う減額です。

次に、議案第3号 令和元年度長生広域水道事業会計補正予算（第5号）。

水道事業収益的収入3,108万2,000円を減額し、50億5,837万8,000円とするものです。内容は、家事用、営業用の使用水量の減少に伴う収益の減少です。

また、収益的支出を672万2,000円増額し、47億9,737万4,000円とするものです。内容は、配水量の増加に伴い、九十九里企業水道団への支払いの増額によるものです。

水道事業資本的収入を581万円減額し、6億4,319万9,000円とするものです。内容は、配水管更新事業に係る借入額の減少によるものです。

また、資本的支出を1億627万6,000円減額し、16億4,527万5,000円とするものです。内容は、入札結果、負担金、工事等による減少によるものです。

次に、議案第4号 令和元年度長生広域病院事業会計補正予算（第4号）。

病院事業収益的収入を2億2,228万5,000円を減額し、32億5,940万6,000円とするものです。内容は、入院患者、外来患者の減少に伴う収益の減少です。

また、収益的支出を2億2,551万2,000円を減額し、32億5,465万6,000円とするものです。内容は、給与、材料費の減少に伴う減額です。

病院事業資本的収入を479万9,000円増額し、2億1,511万円とするものです。内容は、就学資金貸付金の返還に伴う増額です。

次に、議案第5号 令和2年度長生広域一般会計予算です。

歳入歳出の総額は前年度当初予算58億4,008万4,000円と比較し、9億3,679万9,000円、16%の増額で、67億7,688万3,000円です。主な内容は、長柄町に関係するものですが、新最終処分場建設費として測量業務、基本設計、調査業務の委託料6,464万7,000円、公有財産購入費1億5,939万円、立木等の補償費7,297万5,000円などが計上されております。

次に、議案第6号 令和2年度長生広域特別会計火葬場・斎場事業費予算で、歳入歳出の総額は前年度当初予算1億4,711万8,000円と比較し、342万5,000円、2.3%の増額で、1億5,054万3,000円です。主な内容は、聖苑管理の空調等改修工事や火葬炉整備等の更新による増額です。

次に、議案第7号 令和2年度長生広域水道事業会計予算です。

収益的収入は、前年度当初予算50億8,815万5,000円と比較し、2,650万円、0.5%の減額で、

50億6,165万5,000円です。主な内容は、人口減少等による使用水量の減少見込みによる収益の減額です。

収益的支出は、前年度当初予算47億6,309万円と比較し、799万3,000円、0.2%の増額で、47億7,108万3,000円です。また、主な内容は、受水量が7,000立米増加したことによる受水費の増額です。

資本的収入は、前年度当初予算6億4,900万9,000円と比較し、6,265万7,000円、9.7%の増額で、7億1,166万6,000円です。主な内容は、配水管更新工事のための企業債の増額、給水施設配水管耐震化事業による国庫補助金の増額です。

資本的支出は、前年度当初予算17億5,155万1,000円と比較し、8,848万円、5.1%の増額で、18億4,003万1,000円です。主な内容は、老朽化した施設の更新や水質監視装置の工事による増額です。

次に、議案第8号 令和2年度長生広域病院事業会計予算です。

収益的収入は、前年度当初予算34億7,376万3,000円と比較し、1億6,424万9,000円、4.7%の減額で、33億951万4,000円です。主な内容は、入院患者・外来患者室料の差額収益、公衆衛生活動収益の減少が見込まれるための減額です。

収益的支出は、前年度当初予算34億7,224万円と比較し、1億6,788万2,000円、4.8%の減額で、33億435万8,000円です。主な内容は、給与、医薬品、診療材料の減額です。

資本的収入は、前年度予算2億1,031万1,000円と比較し、1億5,045万5,000円、71.5%の減額で、5,985万6,000円です。主な内容は、企業債元金償還金に要する経費の市町村の負担金の減額です。

資本的支出は、前年度当初予算3億5,237万4,000円と比較し、2億3,728万5,000円、67.3%の減額で、1億1,508万9,000円です。主な内容は、企業債償還金の減額です。

次に、議案第9号 長生広域会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第11号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第12号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 長生広域病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 長生広域病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第

15号 監査委員の選任について同意を求めることについて、議案第16号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上の全ての議案は原案のとおり可決、同意されました。なお、監査委員につきましては、長柄町の星野議長が選出されました。

最後に、一般質問は茂原市のはつたに議員と、長柄町の、私、鶴岡の2名がありました。

以上のとおり、令和2年第1回長生広域議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

◎施政方針

○議長（星野一成君） 日程第4、町長の施政方針を行います。

清田町長より、本定例会に当たり、施政方針を述べたい旨の申出がありましたので、これを許します。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） おはようございます。

令和2年第1回長柄町議会定例会の開会に当たり、令和2年度予算案をはじめ、その他の諸議案の審議をお願いするに当たりまして、私の町政運営に関する所信の一端を申し上げ、議員並びに町民の皆様方にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、昨年秋の台風15号、19号及び10月25日の大雨の災害の対応に当たりまして、多くの皆様から多大なるご支援を賜り、改めまして深く感謝申し上げます。

被災された皆様は、今もなお生活や事業の再建に向け、大変ご苦労しておられます。町といたしましては、被災者に寄り添い、皆様が一日も早く元の生活を取り戻せるよう、また、農業者においては生産意欲の回復につながるよう、引き続き全力を挙げて復旧と支援に取り組んでまいります。

台風15号からおよそ半年が経過しようとしている今日におきましても、ブルーシートが施された住居や、おびただしい数の倒木など、被災の爪痕が色濃く残っており、改めて自然災害の脅威と社会的また経済的な損失の大きさを痛感しております。

これらの災害から得られた教訓を踏まえ、長柄町がより安全で災害に強い町となるよう、まちづくりをこれからさらに強固に進めなければならないと決意を新たにしたところでござ

います。

時、10月25日の大雨による甚大な浸水被害を踏まえ、千葉県及び本町を含む6市町村により構成される一宮川流域減災対策会議が、この1月29日に設置されました。

今後、本対策会議におきまして、本町の浸水被害の実情を踏まえ、上流域の河川整備計画の策定と対策の確実な実施に向け、しっかりと取り組んでまいる所存であります。

次に、新型コロナウイルスについて申し上げます。

連日、新聞、テレビ等で報道されておりますが、新型コロナウイルスによる肺炎が全国的に広がっている現況であり、事態の収束はまだまだ先と予見されます。

町といたしましては、先月27日、長柄町感染症対策本部を役場内に組織し、対策に万全を期すよう各課に指示するとともに、千葉県長生保健所等関係機関と連携を図りながら、町ホームページなどにより情報を提供しているところであります。

町民の皆様には、インフルエンザと同様、感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

町民の皆様から町長として2期目の負託を受けましてから、間もなく1年半が経とうとしております。

2期目就任時に自ら掲げた政策のうち、新公民館の建設事業は、公民館建設推進委員会にお諮りし、専門のご意見なども頂戴しながら、順調に進められております。これもひとえに、議員各位のご理解とご協力の賜物であり、この場をお借りして心より感謝申し上げる次第であります。

また一方で、買い物の不自由さや交通不便利など生活に密接にする課題につきまして、粘り強く取り組んでいかななくてはならない問題も山積しており、これら本町の課題解決に向けても、一步一步、着実に取り組んでまいる所存であります。

さて、本町を取り巻く状況でございますが、まず、国内の経済情勢に着目いたしますと、内閣府が発表しました令和2年1月の月例経済報告では、日本経済における景気は、輸出が引き続き弱含む中で、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復していると分析されております。

また、先行きについては、当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される一方、海外経済における通商問題や中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢等の動向等や消費税率引上げ後の消費者意識の動向に留意していく必要があるとされております。

加えて、今まさに、新型コロナウイルスの感染拡大への懸念や先行き不透明感から、国内消費など経済への影響は甚大になることが予想されております。

国の新年度の予算案につきましては、経済再生と財政健全化の両立に向けて、消費税増収分を活用した社会保障の充実や経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続を行っていくこととされております。

地方財政についても、国と同様に社会保障費などの歳出が伸び続けていることに加え、公共施設の老朽化、長寿命化対策など、様々な問題を抱え、依然として大変厳しい状況にあります。

本町におきましても、人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少などから、一般財源の総量は減少の傾向にあり、新年度予算の編成に当たり、国・県の補助金等の採択を積極的に行うことはもとより、各部署において事業の優先順位を選択し、経常経費についても、事務事業の在り方について必要性の再検討を行い、持続可能で安定的な財政運営の確立を目指すことといたしました。

令和2年度予算の詳細につきましては、予算審議の際にご説明させていただきますが、予算案といたしましては、一般会計35億6,300万円、特別会計19億9,280万円、予算総額は55億5,580万円となり、前年度と比較しますと、一般会計では0.1%の減、特別会計では3.7%の増、全体では1.2%の増となります。

ここで、第4次総合計画の施策体系に沿って、主な事業等をご説明申し上げます。

初めに、「自然とともに生きる快適なまちづくり」の基盤整備では、まず道路事業において、先月16日に供用開始となりました茂原長柄スマートインターチェンジの本町側の周辺道路整備（アクセス道路の整備）等事業を新年度も実施してまいります。

国庫補助事業の交付率の問題などから、事業の進捗がかなり遅れておりますが、開設に伴う交通利便性を生かせるよう、一日も早い完成に向け努めてまいります。

また、国の社会資本整備総合交付金を活用し、橋梁長寿命化修繕事業及び町道3033号線の道路改良事業等を継続して進めてまいります。

地籍調査事業においては、事業開始から9年目を迎え、若干の遅れはあるもののほぼ順調に進捗しており、順次、水上地域にも移行してまいります。

公共交通の確保では、今年度も路線バスの利用促進と路線の維持、学校教育における保護者の負担軽減、高齢者の積極的な社会参加、外出支援を目的に、路線バス利用者支援として、学生及び65歳以上の方の定期または回数券の半額助成を新年度も行います。

次に、「人が健康で支えあうまちづくり」の保健、福祉の充実では、まず、健康ポイント事業に関しまして、ICTを活用し、健康づくりの取組に応じたポイントを付与する制度を平成29年度から実施しているところです。この事業は、初年度104名の参加者でスタートをし、今年度は418名の参加をいただいております。3年目を迎える新年度も、さらなる参加人数の増加を見込み、事業の拡大を図ってまいります。

その他、女性の健康サポート事業、特定健診、特定保健指導、短期人間ドック助成事業等につきましても、医療機関と連携を図りながら、妊婦や乳幼児から高齢者まで、町民の健康増進に引き続き努めてまいります。

介護保険事業では、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように、介護予防出張教室をはじめとする各種サロン活動など、取組について、社会福祉協議会との協働体制の下、今後も積極的に推進してまいります。

また、平成29年度秋から開始した高齢者等外出支援タクシー助成事業は、今年で3年目を迎えますが、利用者数は、対初年度比で約2.5倍に増加しております。

これまでの利用者ニーズ、また実態の把握などの結果から、対象者の条件の緩和や助成額の上乗せなどを図り、なお一層外出しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、「人が生き生きと輝くまちづくり」について、幼児教育の充実では、昨年秋の大雨により、現在もこども園の1階部分が使用できない状況が続いております。国・県の支援の関係もあり、復旧が遅れておりますが、できるだけ早く元の状態となるよう努めてまいります。

平成30年度から始めた「園バス」の運行は新年度も実施し、保護者の負担軽減を図ります。

学校教育の充実では、小学校につきましては、日吉小学校校舎及び体育館のトイレ洋式化を行い、良好な学習環境の提供を図ります。これにより、平成30年度から開始した一連のトイレ関係の整備は完了となります。

中学校につきましては、引き続き国際交流事業を実施し、国際色豊かな人間性を育む機会を提供します。併せて、ICT環境の整備、外国語指導助手の派遣、学習相談、各種検定料の補助等の事業を継続して実施いたします。

スポーツ・レクリエーションの推進では、昨年、災害のため中止となりました長柄町一周駅伝ではありますが、本年度は災害復旧復興第60回長柄町一周駅伝と称し、記念の大会としてぜひとも開催したいと考えております。

なお、公民館の建設につきましては、令和3年度末の完成を目指し、来年度は実施設計費

を計上しております。

文化財の保護につきましては、昨年被災した史跡長柄横穴群もようやく復旧の見通しが立ち、新年度は通常の見学が可能になります。見学者は年々増加の傾向にあり、今後、一層の史跡環境の整備充実に努めてまいります。

次に、「人がうるおう美しく安全なまちづくり」では、まず防災として、昨年の被災を踏まえ、被災への備えを万全にしなければなりません。

本町はこれまで、地理的な特性から、近隣市町村と比べて大きな災害が少ない中で、防災・減災対策に取り組んでまいりました。

近年、気候変動により災害が激甚化する中、昨年の台風15号では長期間の停電を、そして10月25日の大雨では大規模な浸水被害という、これまでの想定をはるかに超える災害に見舞われ、その結果、災害の少ない町とは言い難い状況となってまいりました。

首都直下地震の切迫性が一層高まっているのも事実であります。

これら一連の実災害を受けた中、新年度には、土砂災害想定区域を含めた防災ハザードマップの見直しを行います。ソフト面の第一歩となりますが、今後も町民の防災意識の醸成に努めてまいります。

生活環境の整備では、2か年かけて日吉団地鶉谷住宅の屋根・外壁の塗装事業を実施してまいりました。今年度で完了となりました。新年度からは、浴室のユニットバス化を開始し、町営住宅の住居環境の充実を図ってまいります。

また、移住定住推進事業では、空き家・空き地バンクの運営やお試し移住のアテンド、SNSやホームページ等を活用した情報発信、地域住民と移住希望者の交流会の開催、都市部でのプロモーション活動等の移住定住に資するコーディネートを継続して行ってまいります。

次に、「人と自然が創る豊かなまちづくり」について、農林業の振興では、新年度も農林業等振興事業補助金を継続し、農業従事者等の負担軽減を図りつつ、引き続きグリーンツーリズムの推進、鳥獣被害防止対策の強化等に努めてまいります。

また、地域協働による農地、農業用水等の保全管理と農村環境の向上を目的とする多面的機能支払交付金事業や、耕作放棄地の発生防止や担い手育成等の確保を目的とする中山間地域直接支払交付金事業につきましても、導入地区の拡大、推進に引き続き努めてまいります。

次に、「町民が主役となる開かれたまちづくり」について申し上げます。

地域、行財政の充実では、まちづくりの総合的な指針となる新総合計画、第5次総合計画を第2期地方創生総合戦略と併せて策定いたします。

両計画では、今後、長柄町総合計画策定審議会におきまして、各委員の方々の専門的知見を基にご審議をいただき、計画に反映させてまいります。

また、千葉大学と締結している、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業に係る連携・協力に関する協定の有効期間の満了を年度末に迎えることから、新たに包括的運営協定を締結いたします。これは、本町と千葉大学が包括的な連携の下、広範な分野で相互に人的資源等を活用し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とするものであります。これにより、新年度もタウンアドバイザーを設置し、職員に対し、経験・知見を生かしたアドバイスやマネジメントはもとより、本町のまちづくりのコーディネーターとしても活躍を期待するところであります。

以上となりますが、その他新年度の取組といたしまして、また、中長期的な取組のものなど幾つか挙げさせていただきます。

まず、茂原長柄スマートインターチェンジの供用開始により、高まった交通利便性を生かし、新たな企業立地と雇用の促進を図り、町内産業のさらなる活性化を図ってまいります。

加えて、県道関係では、待望の刑部バイパスが近々完成いたします。バイパス区間の供用により、増加している大型車の円滑な通行や歩行者の安全が確保され、地域の皆様の安心安全な生活の維持向上が図られるものと確信しております。

ここに、改めまして、多くの関係者のご協力の賜物と衷心より御礼申し上げる次第でございます。

引き続き、県道の未整備区間である日吉誉田停車場線など、整備につきまして、関係機関に強く要望してまいります。

また、本年は、いよいよオリンピック・パラリンピックが開催されます。本町では、オリンピックに出場するロシア代表フェンシングチームの事前キャンプに伴うホストタウンとして登録となりました。本大会に向け、チームが万全な体制で臨めるよう、精一杯の支援をするとともに、ロシア人との交流を通じて、子供たちの国際感覚の育成やスポーツへの関心など、二度とないかもしれないこのチャンスを逃すことなく、本町の子供たちとオリンピックとの交流の機会をつくってまいりたいと考えております。

以上、令和2年度の町政に臨む私の所信及び主な施策について申し上げます。

昨年は、平成から令和の改元の年でありました。本年度は、十二支の第一番の干支である子年であります。時刻では零時、方位では北、まさに始まりの年と言えるであります。

令和2年2月16日、待望のインターチェンジが供用開始となりました。鉄道のない本町に

とって、初めての全国に繋がる玄関口が完成し、スタートいたしました。まさに我が町にとっても始まりの年と言えるででありましょう。

今年、未来を担う子供たちの夢が大きく膨らむことでありましょう。

私も、我が町の子供たちの見るこの先の未来へ向け、粉骨砕身、町政運営に取り組んでまいる所存であります。

議員各位並びに町民の皆様には、今後とも町政へのなお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の施政方針を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（星野一成君） 日程第5、一般質問を行います。

ここで、議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて、60分以内で終わるよう、ご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により、発言を許します。

◇ 柴 田 孝 君

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） 皆さん、おはようございます。議席3番、柴田孝でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

昨年は、平成から令和と称号が変わりまして、9月以降の台風の自然災害が発生し、町民への生活に大きな影響を与えた1年でありました。

被災地の家屋等の復旧の遅れや、農業基盤における農業施設、農地等の復旧は、資材の不足や建設会社等の不足により着手できない、いつになるのか、この状況に、町民は再建への苦勞と不安を感じているところでございます。

そして、世界的に流行している新型コロナウイルスの拡大により、国内の影響はもとより、世界経済などへ大きな影響を及ぼし、我が町においても、小中学校の長期休校をはじめ、小売店舗等への影響が大となっております。さらには、少子高齢化による町の人口減少や、基幹産業である農業をはじめとする小売店舗の衰退に歯止めがかからない状況でもございます。

このような状況下において、町が策定した第4次総合基本計画の最終年度を迎えることとなっております。その中で、待望の茂原長柄スマートインターチェンジが2月16日に開通しましたが、インフラ整備であるスマートインターができることにより、町の活性化に幅広い展望を期待しているとのことではありますが、町を取り巻く現状と課題をしっかりと把握し、町の自然豊かな立地条件を生かしつつ、私がお話ししている町民や各団体の意見を十分に反映した施策が重要と考えます。

現在、新型コロナウイルス対策に伴い、執行部当局の対策重視の観点から、今議会の一般質問は私一人となりましたが、代表して何点かの質問をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

初めに、1点目、総合計画である基本構想についてであります。

本計画は今年が最終年度であります。10年前の長期計画時から、人口の減少や経済構造、生活環境が著しく変化している中で、町の展望と課題を踏まえ、目標とすべき将来像の健全な町政運営を目指すとともに、「水が輝き、緑が輝き、そして笑顔輝く、ヒューマンリゾートながら」を将来像としてきました。今後、地区性を生かした地域住民との意識の共有により、活力を生み出し、人口減少を食い止めるためには、それぞれの分野での工夫と意識を高めていき、行政と町民が一体となる中長期的な政策が重要であります。

基本構想の見直しに当たって、現在の第4次基本計画の検証を行い、結果と成果と課題を評価し、将来、茂原長柄スマートインターの利活用など、町の活性化と住みやすい町、そして安心・安全な町を目指すため、見直しに向けてどのように取り組んでいくのか、見解をお伺いします。

2点目ですが、児童・生徒の体力、能力の向上についてであります。

昨年の12月に、スポーツ庁の児童・生徒の体力・運動能力テストの全国調査が実施されましたが、その結果として、データ量にも問題があると思いますが、特に握力、ボール投げ、飛ぶ等の運動能力が低下しているとのことと併せて、子供たちの視力も低下しているとのことであります。

先日、茂原小の前を通ったときに、ちょうど昼休み時間でありましたが、校庭いっぱいの子供たちが楽しんで走り回っている姿を見て、体力低下のことを考えましたが、各学校によって児童・生徒数などの環境が違うのかなと思いました。

そこで、子供たちの時代に体づくりが重要であり、心身ともに健康的な大人になってもらうためには、食事や十分な睡眠と体力の形成との関連も大きく、また、パソコンやスマートフォンの影響等で視力低下にも大きく影響するものであると考えます。

少子化の中で、児童・生徒数が減少する中では、野球からサッカーブームやスポーツクラブの選択肢がなくなっているなど限界があり、児童・生徒数が少ない学校では、スポーツ系の職員も少ないのが現状ではないかと思えます。子供たちに運動の楽しさを味あわせ、運動への魅力を感じさせることが大切ではないかと思えますが、教科指導の充実や、休み時間には外遊びの奨励など、家庭や家族との連携を図りながら、体力向上に取り組むことではないかと思えます。

そこで、小中学校の調査結果の各校の状況はどのようになっているのか。また、各学校の体育主任を中心に、教職員全員に意識を高めていただき、各校の目標と現状の改善に向けた取組が必要と考えますが、見解をお伺いします。

次に、防災対策についてであります。

1点目に、自主防災組織についてであります。

ご存じのとおり、自主防災組織は、平成7年の阪神淡路大震災以降25年となりますが、多くの地震や洪水、災害等において経験し、学んできました。繰り返される自然災害には、行政の防災力と並行して、地域住民による自主防災組織の育成が重要とされ、平成19年の中越地震においても証明されて、全国的に組織の結成が急務となってきました。

しかしながら、高齢化や弱体化した地域社会においては、実際に災害にどれだけ対応できるかと疑問を呈する専門家もおります。

自主防災組織や自治会における防災意識の向上を進める上では、自助、公助、共助が重要であり、災害初動期においては、避難所運営についても自主防災組織等が一時的に運営することも必要となります。昨年の台風等による甚大な被害を経験した町民は、災害時にどのような活動ができるのか、役割を知っておかないといけないよねとの多くの声を聞いております。まさにこの機に、地域の力と知識を盛り上げることが重要と考えます。

そこで1点目に、これまで、現在、自主防災組織の結成時には防災資機材が支給されていますが、目的として、何のための組織なのか認識されていないのが現状ではないかと思われまます。災害時の役割や活動などの指導や周知を行うとともに、年、最低1回程度の訓練や講習会を行い、実績報告書を提出させてはと考えるが、見解をお伺いします。

2点目に、組織の活動を活性化するためには、訓練や講習会等に要した費用の一部助成制度を検討してはいかがかと考えるが、見解をお伺いします。

3点目に、避難所運営マニュアルの策定についてであります。

大規模災害時における長期的な避難が発生した場合、大地震の特性を捉えると、例えば、多くの場合、長期の避難所においては、生活の肉体、精神的疲労における死亡者が非常に多いとの調査結果が発表されていますが、中越地震では車中泊などのエコノミークラス症候群が多発するなど、各被災地では避難生活での過ごし方も多くの問題となっております。その中でも、昨年の台風においても、避難所ではなく、多くの車中泊が存在したと聞いております。

また、各地で自然災害が発生するたびに教訓を得て、被害規模や生活支援等の必要性によって防災対策への工夫がされてきました。日本ではあまり知られていませんが、災害や紛争などの全ての避難者に対する人道支援での最低基準としたスフィア基準がありますが、日本の避難所の運営・設営では、雑魚寝やトイレの不足、プライバシーを守る仕切りなどの環境整備において、相次いだ災害時には、避難所の在り方について、海外の支援団体などから不備であると指摘されております。

そこで、長期の避難所生活において避難者が避難生活する上では、避難所運営協議会等を設置し、指定避難所の運営、避難者の基本的な生活ルールを作成することが必要となります。例えば、避難者報告、物資の要請、健康維持への支援、避難者生活への心のケア、避難所の環境衛生、ごみの分別処理、愛玩動物の飼育場所など、組織役員と避難者の役割も必要であ

り、そのためには、避難所運営マニュアルを作成するとともに、地域における日常の訓練等においては指導周知が必要と考えますが、見解をお伺いします。

併せて、一時避難所となる地域の集会場などの地域の避難所運営にも運用できる避難所運営マニュアルが必要と考えますが、見解をお伺いします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 柴田議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の町総合計画について。

本町の第5次長柄町総合計画は、2020年、第2期地方創生総合戦略と併せて策定することとしております。

本年度は、これまでに実施してきた各事業の効果検証を行うとともに、年代別の無作為の抽出による1,000名の町民アンケートに加え、長柄中学校全生徒のアンケートを実施いたしました。また、加えて、今回は長柄、日吉両小学校の5年生と6年生を対象とした、将来の長柄町を考えるワークショップを実施いたしました。

特に、小学生ワークショップを実施した目的といたしましては、総合学習の一環として、これからの長柄町を担う子供たちが、町づくりに対する希望や意見を話し合い、計画策定の参考とするとともに、この機会を通じて、ふるさと長柄に対する郷土愛の醸成と、将来、長柄町で活躍してもらうための人材育成の観点から取り組むことといたしました。

少子高齢化及び東京一極集中による地方部の人口減少が全国的に進展している中において、町の個性を生かして魅力を高め、町民皆様の幸福満足度を高めていくことが、町外への転出減少、本町への転入増加、さらには出生数の増加につながっていくものと期待するものであります。

これら、本年度に取りまとめた基礎資料を活用して、来年度の策定に取り組んでまいります。策定に当たりましては、長柄町総合計画策定審議会にお諮りし、専門的かつ幅広い意見を頂戴しながら進めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2項目めの児童・生徒の体力・運動能力の向上についてお答えいたします。

近年、交通手段を含む生活様式の変化により、子供たちの体力の低下が各方面から指摘されております。

昨年末、新聞でも紹介されたとおり、令和元年度では、小学生男女、中学生男女とも、全

国体力・運動能力運動習慣調査の記録が前年度を下回ることとなりました。子供に限らず、体力は全ての活動の原動力であり、これからの社会を生き抜いていく上でなくてはならないものであります。

特に、小学校から中学校にかけては、長い人生を健康に過ごしていくための体づくり、体力づくりをするには最も重要な時期であると言っても過言ではありません。子供たちが毎日元気に登校し、楽しく活動していく中で、子供たちの体づくり、体力の向上が図れるよう、町といたしましても支援していくつもりであります。

次に、3項目めの防災対策についてお答えします。

1点目の自主防災組織に対する訓練や講習会の実施及びこれに伴います実績報告書の提出についてですが、まず、現在、本町における自主防災組織の設置状況は、48自治会のうち33自治会であります。町といたしましては、まず全ての自治会において組織できることを当面の目標としております。

自主防災組織につきましては、設置後の活動が重要となりますので、ご指摘の点について、町といたしましても啓発及び支援に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

2点目の訓練及び講習会等に要した費用の一部助成制度であります。自主防災組織が活性化するような仕組みを検討してまいりたいと存じます。

3点目の避難所運営マニュアルの策定についてであります。令和2年度中に策定したいと存じます。

また、避難所につきましては、その災害の状況により、開設が困難な場合や、開設に時間を要する場合もあることから、地域での隣家や集会施設への避難が有効である場合も多くあると存じます。このことから、避難所運営マニュアルを地域での避難に応用することは意義のあることだと存じます。

町といたしましては、地域での避難も視野に、避難所運営マニュアルの策定を急ぎたいと存じますので、よろしくご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

以上、柴田議員の1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） 1点目の総合計画の見直しということでございますけれども、実際アンケートを実施しましたということで、意見を聞いているということかなと思います。

アンケートの内容がどういうものか、ちょっと後で見させていただきたいと思っておりますけれども、統計的なアンケートじゃいけないと思うんですね。目的に沿った内容がちゃんと組み

込まれて、アンケートの内容として、次期総合計画に向かってあるものかどうかと。いろいろと、町はどうか、満足しているかどうかということも、若干、私もアンケートしているんですけども、ただそれだけだと、次期の総合計画の見直しだけではちょっと不足というか、あれだと分かりづらい。判断しにくいのかなと、そんなふうに私は考えるんですけども、まずこれ1点、どうか。そのアンケート、町民の声もまた聴くということなので、いいんですけども、このアンケートに対して、ちょっと中身が、町民の意見を聞きましたよという足跡だけじゃいけないと思うので、その辺の考え方というか、今感じていることでも結構ですので、答弁いただければと思います。

○議長（星野一成君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

これまで議会のほうでも、この件に関しまして、同様のようなお質問などをいただいておりますけれども、まずアンケートにつきましては、大事なものは、過去から現在に至るまで、前々回の第3期、第4期、そして今回の第5期と、同じような項目に対して町民の意向がどのように変化してきているかということを見るということも大事なところだというふうに捉えておりますので、その点では、質問の内容がちょっとありきたりなというようなご指摘が町民の皆さんからも発生するというのは、分かるころではございます。

その他、ありきたりなところに関しまして、それなりの総研関係のところ委託もしておりますので、小さな数値の高い、低いの出方によって、どのようなものがその裏にあるのかということについて所見を出していただくというようなことに、我々としては期待をしているというところではございます。

1点、今回、小学校のワークショップを新たに始めましたというところに結びつくかと思うんですけども、今回は、子供たちに町の良いところ、また自慢したいところ、こうなったらいいなというふうに良いと思うところを、事前に宿題として課しまして、ご家族を含めて考えていただいてワークショップを行った上で、町の地図の上に示しながら意見を出し合いました。子供たちは一生懸命になって出してくれました。

子供たちの、小学生からの意見の多かったものといましては、豊かな自然環境とか、あとまた優しい人という意見が多かったように、私たちは感じました。豊かな自然環境はもちろんですけども、優しい人などということが、純粋な子供たちから見た町の、これも一つの個性だというふうに感じております。

そのようなことを、今後の総合計画の中にどのような文言で将来像を映し込んでいくかと。

そういうのが基本構想の部分に重要かと思しますので、個々の基本計画、その下にぶら下がる基本計画、実施計画につきましてはその限りではないかもしれませんが、基本構想については、その辺りを参考とさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

そうだと思うんですけども、ワークショップまでということで、一步踏み込んで将来を語るというか、長柄町がこうあってほしいとかという子供たちの意見、家族を含めて、どうやって長柄町の好きなおところということで、いいんでしょうけれども、それはそれで有効に活用してこれから一つのテーマとしていっていただければと思います。

もう一つは、町づくりに対する希望や意見の話し合いということもあるんですけども、私は、高齢化してきて、地域の成り立ちというか今後の地域づくりをしていく上で、長柄地区と日吉地区、水上地区で、大きく旧村単位ということなんですけれども、非常に立地条件的に差が大きいんじゃないかなと。ひらっていつているんですが、店舗数やなんかも、千葉茂原線沿いだとかそういうところについては非常に、ある程度活気あるところに、長柄町町内ではあるんじゃないかなと。日吉、水上地区では、小売店や何かというものが非常に少ない田舎ですよ。

そういう中で、どうやって高齢者が今度買物に行くんだとか、車から離れて、じゃ誰がどういうふうな交通を使って買物に行けるのかとか、今後、農業だとかいろんな面でどのくらいあつと続くかなとかという、みんな不安を感じているんですね。その辺の声もしっかりと聞いてほしいと思います。

それと、移住者というか、移住して定住している方がいろいろ商売とか、いろいろな意見、私も多くの人と出会っていろんな良い意見を聞いていますので、この辺の方を、全てとは言いませんけれども、何人かを集めていただいて話を聞くのも一つかなというふうに思います。

これは、私が区の役員をやったときに、皆さんも知っていると思いますけれども、おへそ祭りですよ。これはやっぱり外から来た方、女性の方が中心になって、5回ということで、非常に水上小の開催場所がなくなったということで残念に思っているんですけども、この方たちが非常に盛り上げてくれて、盛況に終わったところもあるので、そういういい、よそから、町の中にいる声と、外から来た、さっき子供たちが自然豊かな、緑豊かなというところ

ろで、外の人もそう思っているんですね。だから、生活しやすいような施策をどうやって打っていかということが大事だと思うんですけども、その辺の声も聞いてほしいなという思いですけども、その辺のことで何かあれば答弁していただければと思うんですけども、なければ要望としてしますけれども。

○議長（星野一成君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりだというふうに思いますので、外から町に転入していただいた方の、外から我が町を見て、中に入って我が町がどのように見えるかというところが非常に大事だというふうに我々も思っております。

前回の10年前の計画策定の時にも、町づくり委員会ということで、そのような方たちが多数応募してくれまして、そのような方たちのご意見を参考に計画策定に当たったというこういう経緯もございますので、そういう認識は持っております。

今回に関しましては、これまでの10年間の間に、町長とランチミーティングの中でも移住者の方たちのご意見などをいただくような機会もございましたし、また、移住定住事業がここ数年始まっている中で、我々と転入された方たちの距離感が非常に近くなってきているということもありまして、どこかの会議室に集まっていただくということがなくても、私共のほうのカウンターとかで、日々、そのような情報の交換をさせていただいているつもりではおります。

足らないものはあるかもしれませんが、そのようなことを参考にさせていただきながら、今後も計画の策定に当たってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

窓口によく来る方と、たまにしか来ない、全然来ない方と、いろいろいると思うんですけども、そういう、私も声かけているんですけども、ちょっとなかなか時間が取れなくて、そういう方々と最近、話し合う場がないんですけども、いつか話し合うよということでは、みんな集まれよということで、何らかの座談会なりの中でいろいろと話を聞こうかなということで、聞かせてくださいということで話していますけれども、非常に大事なところだと思うので、ぜひとも、今後もそういう移住定住者というんですか、そういう方の意見というのは非常に良いところ、目線を持っているので、聞いていただければいいかなと思いますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、児童・生徒の体力・能力向上についてですけれども、いろいろとじていただひてるんですけれども、最後に答弁の中で、町といたしましても支援してまひりますということ、この辺はつながるところって、どうひう支援があるのかなということ、何かやっひてゐることとかもの、あつたらちよつと教へていただひきたいと思ひるんですけれども。

○議長（星野一成君） 豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（豊田武文君） 柴田議員の質問にお答へします。

今年度、先生方の研究の場である町教育研究協議会の健康教育部で、昨年度、県の体力・運動能力調査の結果から、ちよつと走力、運動能力調査の中でひうと50メートルの平均値が少し課題があるということ、半年にわたり、長柄小、日吉小、長柄中で走力の向上に努めました。

手段としては、体育の準備運動や補助運動に走力アップの要素を入れて、みんなで取り組みました。また、みんなで、仲間と取り組むことで、子供たちは非常に挑戦意欲を持って、結果的にその記録等も高めることができました。小学校では、一番記録が伸びた6年生の女子では、0.19秒記録を伸ばしました。また、中学校は1年生の男子で、これはすごいんですけれども、0.62秒記録を伸ばすことができました。

やはり、子供たちが運動をして、また体育の授業で楽しく感じるときは、記録が伸びたとき、またできなかったことができるようになったとき、また、そのときに先生や仲間褒められたとき、認められたときひうのように言われています。これらの機会が多くの場合で起るひうにすれば、子供たちは意欲的に運動に取り組み、結果的に体力も向上するものと考えております。

長柄町の小中学校では、年間の体育の全体計画を立てるとともに、各調査の結果から課題を明らかにして、体力向上アッププランを立て、計画的に児童・生徒の体力向上に取り組んでおります。町教育委員会としては、こうした取組を一緒に検証をしてひいき、支援してひいくことで、子供たちの体力向上に努めてまひりたいと考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

いろいろとやっひていただひてゐることは分かるんですけれども、かなりやっぱり子供たちが減少してゐるひうのが、一番、何やるにしてもネックになるんじゃないかなひう

ことなので、ぜひ健康的に成長するために、体力と精神力というものは基本になると思うんですね。社会人になったとしても、やっぱりそこですぐ駄目になっちゃうとか、ストレスためて休んでしまったり、辞めてしまったりというところの部分も、今、多く見られるので、そういうところを含めて、やっぱり小中学校のうちに体力を、高校も含めてなんですけれども、二十歳前は全力で体をなるべく動かして体力をつけていかないと、後々社会人になってから続かないとか、長距離走を考えれば前半で終わっちゃうとか、そういうところになると思うので、ぜひともこの辺は力を入れて、家族や何かの理解も必要だと思うんですけれども、ぜひ支援の中にバックアップしていただければなど、そんなふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

やっぱりこの統計というのは、私さっきも言いましたけれども、あまりこの数字って信じていないんですよ、実は。というのは、じゃ誰をピックアップして、誰を選任して、この統計を取っているかという、もう本当に少数なんだよね。だと思うんです。だから、アンケートにしる、統計的なものが、本当にじゃ誰を、すごく、この今の質問の内容にすれば、スポーツの得意な選手、みんな集めてやればすごい上がったなとなると思うんですよね。だから、全体的に、じゃ真ん中と中間とスポーツ嫌いというので、何か均等割みたいにしていけば、何かちょっと近くなろうかと思うんだけど、その辺が非常にかけ離れているんだと思うんですね。

そういうところを含めて、現場と、現場の先生方一人一人が意識を高めていただいて、やっぱりそこに、時間があれば体を動かす、大声を出すんだよと、外で楽しく走り回るんだよというところを、ふだんの体育の時間だけじゃないと思うんですね。そういう部分を通した中でやってほしいなということです、その辺の支援をぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、防災対策なんですけれども、自主防災会の一部制度ということで、これは検討をぜひしていただきたいなど。いい機会、私の地元でもそうなんですけれども、会う人と、昨年の台風被害で、会うたびに、地域の力ということがやっぱり大切だということで、いろんな人がある。じゃ、どうしてそういう役割を持って、どんな行動をしたらいいのというところに、今、感じているんだそうです。

ですので、これはやっぱり手本を見せるとか、マニュアルをつくって、基本的なところはこうなんですよというのをやっぱり示して、活性化して、制度的に補助制度というのは、私、昔、防災担当をやったときに、この補助制度というのがあったんですけれども、必要経

費ということで、上限5万円でも結構だと思うし、3万円でも結構なんでしょうけれども、その一つの励みとして、地元負担、老いたときに、高齢化して、年金生活とかやっぱり自治会費削ろうかなんかと言っている中ですので、ぜひともこの辺、制度として検討して取り入れていただければ、もっと活動しやすくなってくるのかなと。

集まればジュース1本だとか何かもあるんですけども、飲物、食べ物をどうのこうのじゃないんですけども、炊き出しの具材だとか、お茶1本ぐらいはみんな出すので、その辺の、1人幾らでもいいんですけども、上限1組織3万円なり5万円という形で検討していただければ非常に助かるかなと。今いい機会だと思うので、早めにその辺も組み立てていてほしいなというふうに思います。

そういうことで、要望としておきますので、防災については危機管理体制ということで、非常に私たちを含めて地域住民、これは行政と連携を取って、いろんな情報の共有化を図ったり、活動に対しての連携、関係機関との連携だとかいろいろあると思うので、この辺の危機管理体制を十分、地元でやっぱり意識付けていくということが大事だと思うので、その辺よろしくお願ひしたいとします。

要望として、以上で質問を終わります。

○議長（星野一成君） 以上で柴田孝議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。10分間の休憩を取りまして、再開は11時45分といたします。よろしくお願ひします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時45分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第6、議案第1号 長柄町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、職員の賠償責任の条文が1条繰り下がったため、所要の改正をするものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第7、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法の一部改正により、非常勤特別職が明確に区分されたことから、自治会長の規定を削るものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第3号、議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第8、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも関連がありますので、会

議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第4号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告による職員の給与改定に準じ改正を行うもので、期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、令和元年度分から実施するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第9、議案第5号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告を受け、所要の改正を行うものであります。

1点目に、給料月額の設定で、平均改定率は0.15%であります。

2点目に、期末勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げ、4.5月分とするものであります。

いずれも、令和元年度分から実施するものであります。

詳細につきましては、総務課主査に補足説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

小川総務課主査。

○総務課主査（小川久美子君） それでは補足説明を申し上げます。

附属資料のほうを新旧対照表のところまでめくっていただけますでしょうか。

初めに、上の1条関係の表でございます。こちらは、勤勉手当を100分の92.5から100分の97.5に、0.05月分引き上げるものでございます。この表につきましては、12月1日に遡って適用するものでございます。

その下の次のページをご覧ください。

こちらは2条関係になっております。こちらについては令和2年度からの改正となります。

先ほどの1条のほうの改正で100分の97.5としたものを均しまして、6月、12月とも100分の95に改正するものでございます。

続いて、1枚めくっていただきまして、3条関係になります。

こちらについては、特定任期付職員、いわゆる高度な専門的知識経験を有し、その知識経験を活用して従事する職員のことでございますけれども、その任期付職員の給料月額につい

て改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第10、議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、年次有給休暇について、これまで暦年で管理していましたが、事業年度と整合を図るため、令和2年度から年度で管理しようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ちょっと教えていただきたいんですけども、暦年から年度ということになると、空白期間が3か月あると思うんですけども、その3か月の空白期間をどのように処理するのか、ちょっとお教えいただければと思います。

○議長（星野一成君） 小川総務課主査。

○総務課主査（小川久美子君） お答えいたします。

現在は、年次有給休暇は暦年で1月から12月となっております。ですので、今年の1月に新規に20日間付与され、前年の繰越しがあれば、最大20日間の繰越しがあります。なので、年次有給休暇は、最大で今年の1月に40日間付与されていることとなります。

今回の改正で、年度で管理するようになりますと、今度は4月から3月となりますので、まず、令和3年の1月から3月の3か月分として、20日間の4分の1、5日間を足します。それから、今年の1月から3月に取得した日数を差し引くというような形が2年度の年次有給休暇となりますので、今年の1月から3月の間に休暇を1日も取得していない方がいれば、最大で45日間という形になります。

以上です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号、議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第11、議案第7号 長柄町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも関連がございますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第7号 長柄町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第8号 学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の一部改正により、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始することから、長柄町職員及び学校職員のうち、会計年度任用職員について、新たに規定するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 長柄町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第12、議案第9号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第9号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度から、国民健康保険制度が都道府県単一化され、本年度で2年目が終わろうとしています。県が財政運営の主体となったことに伴い、国民健康保険税の賦課方式及び税率の見直しを行うため、長柄町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、税務住民課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 議案第9号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

附属資料に沿ってご説明させていただきますので、附属資料9の1、新旧対照表と併せまして、次の9の2、別添資料をご参考までにご覧ください。

長柄町の国民健康保険税の賦課方式は、現行では基礎賦課額、支援金賦課額、介護納付金賦課額の全てを、所得割、均等割、世帯平等割の合計で算出する3方式を取っております。

しかしながら、平成30年度からの都道府県単一化に伴い、県への納付金や標準保険料率の算定方式が2方式を採用していること、県内及び長生管内の状況を見ましても、支援金賦課額と介護納付金賦課額につきましては世帯平等割を廃止している自治体が多いことから、長柄町といたしましても、今回の改正により、基礎賦課額を除いたものにつきまして世帯平等

割を廃止し、2方式とするものでございます。これは、条文の第2条第3項、同条第4項、第7条の3、第9条の3、第21条の第1号から第3号でございます。

次に、世帯平等割が廃止されたことによる税収の減額分につきましては、被保険者均等割に転嫁いたします。

附属資料の9の2、別添資料をご覧ください。

長柄町の国民健康保険の加入世帯の構成員が、3人世帯までが90%を占めており、介護納付金の賦課対象世帯におきましては、2人世帯までで99%に及んでおります。この状況を踏まえまして、表の中ほどでございますが、現行の支援金賦課額のうち、世帯平等割額の6,000円を3人で除して、2,000円を均等割額の1万円に加え、改正後は1万2,000円としております。これが第7条の2でございます。

現行の介護納付金賦課額のうち、世帯平等割の4,000円を2人で除して、2,000円を均等割額9,000円に加え、改正後は1万1,000円としております。これが第9条の2でございます。

表の上段に戻りまして、基礎賦課額のうち、均等割額1,000円の減額と世帯平等割2,000円の減額につきましては、県が財政運営の責任主体となったことにより示される市町村ごとの国保事業費納付金の積算におきまして、今のところ安定した金額であることから、管内市町村の税率との均衡を保ち、被保険者の税負担の軽減を図るためのものでございます。これは、第5条及び第5条の2第1号でございます。

次に、新旧対照表に戻らせていただきます。

第21条でございますが、これは、担税力が特に不足している被保険者を救済するために、所得が一定以下の場合には、被保険者均等割と世帯平等割の保険税につきまして、7割、5割、2割の軽減を図る条文でございます。基となる税率の改正に伴い、金額を変更するものでございます。

次に、25条につきましては、先般の災害を踏まえまして、要件を追加したものでございます。

改め文の附則になります。

本条例の施行期日を令和2年4月1日といたします。

また、令和元年度分までの保険税は、従前の例によるものとするものでございます。

なお、この条例の改正につきましては、2月19日に開催されました町国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、ご承認をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第13、議案第10号 長柄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第10号 長柄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、後期高齢者医療の保険料の納期限を他の町税等と同日にし、納付漏れの防止や事務処理の統一化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 長柄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第14、議案第11号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の
制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第11号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、現在、5期の納期で納付をお願いしている介護保険料の納付について、納
期を8期にすることで、期別ごとの負担額を引き下げるとともに、国民健康保険税や後期高
齢者医療保険料と同様とし、納期の管理を容易にするものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第15、議案第12号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第12号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことにより、事業に従事する者及びその人数を含む全ての事項について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とされたことから、実情に合わせた改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） 議案第12号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

附属資料12、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、附則第2条の職員に関する経過措置として、その期間を平成32年3月31日までとしていたものを1年間延長し、令和3年3月31日までとするものであります。

提案理由で申し上げましたとおり、国基準の従うべき基準の参酌化に伴い、各自治体の実情に合わせ、その責任と判断の下、条例の見直しができることとされたことから、認定資格研修を修了していない者であっても、放課後児童支援員の資格を満たし、期限までに研修を修了することを予定している者は指導員とみなすことができる規定の期間を延長するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第16、議案第13号 長柄町農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第13号 長柄町農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

本条例につきましては、農地及び農業用施設の新設・改修について、特に利益を受ける者から分担金を徴収し、町が事業主体となり、事業を実施しております。

今回の一部改正の内容は、災害復旧関係の分担金徴収条例が定められておりませんでしたので、農地及び農業用施設災害復旧事業及び治山事業を新たに追加するものでございます。

詳細につきましては、産業振興課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） 補足説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、先ほど町長が申し上げましたとおり、災害復旧関係事業を新たに追加させていただくものでございます。

昨年発生いたしました台風15号、19号及び10月25日の豪雨は、千葉県内はもとより、本町に前例のない甚大な被害をもたらしました。この災害により、農地や農業用施設が被災し、また、裏山の崩壊等で家屋等も被災いたしました。

これらの復旧に当たり、国・県の事業の採択要件に合うものは町が事業主体となり、国庫補助事業の農地及び農業用施設の災害復旧事業や、国・県の補助事業である治山事業を行いますが、この際、受益者が限定される事業につきましては、受益者から分担金を徴収し、受益と負担の適正化を図るものでございます。

具体的な分担金の額について説明させていただきます。

農地及び農業用施設災害復旧事業は、測量試験費及び設計費につきましては10分の3の額、工事費につきましては国・県補助金を除いた額になります。

次に、治山事業の林地崩壊防止事業につきましては、測量試験費、設計費及び工事費の事業費総額の10分の0.5の額、県の単独補助事業である小規模緊急整備事業につきましては、測量試験費、設計費及び工事費の事業費総額の3分の1の額となっております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第13号 長柄町農地及び農業用施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第17、議案第14号 町道路線の廃止についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第14号 町道路線の廃止について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、上野地区地籍調査事業により、町道の位置が特定されたことに伴い、関係土地所有者より土地の利用計画が提出されたことを受けて町道を廃止するものであり、道路法第10条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、建設環境課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 補足説明を申し上げます。

本案の町道1150号線は、リソル生命の森の中に位置しまして、このたび地籍調査事業により、土地の境界が明確となりました。これに関連いたしまして、リソル生命の森から、長柄町版大学連携型生涯活躍のまちの構想の一環として、温浴施設の整備に関わる土地利用についての協議がございました。

この中で、町道についても取扱いを協議させていただきまして、この町道1150号線の現況の利用状況などを踏まえまして、今回、路線を廃止し、法定外公共物として管理をたく、今回、廃止の手続を行うものでございます。

以上、補足説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第14号 町道路線の廃止について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時50分といたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時50分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号～議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第18、議案第15号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第12号）、議案第16号 令和元年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第17号 令和元年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第18号 令和元年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第19号 令和元年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）、議案第20号 令和元年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算ですので、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第15号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第12号）、議案第16号 令和元年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第17号 令和元年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第18号 令和元年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第19号 令和元年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）、議案第20号 令和元年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。今回の補正予算は、年度末における実績に伴う諸経費の調整を会計全般にわたり行うものであり、歳入歳出予算の総額に、財政調整基金への積立金など、2億2,389万5,000円を追加し、補正後の予算総額を55億3,767万5,000円とするものであります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算ですが、主に保険給付費の増によるもので、歳入歳出予算の総額に2,867万3,000円を追加し、補正後の予算総額を10億2,934万2,000円とするものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算ですが、年度末に当たり各経費の精算を行うもので、歳入歳出予算の総額から70万6,000円を減額し、補正後の予算総額を5,787万円とするものであります。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、平成30年度の保険給付費に関わる国県等への返還金が主なもので、歳入歳出予算の総額に1,461万5,000円を追加し、補正後の予算総額を7億6,666万5,000円とするものであります。

次に、浄化槽事業特別会計ですが、主に浄化槽設置基数の減によるもので、歳入歳出予算の総額から1,179万7,000円を減額し、補正後の予算総額を5,995万円とするものであります。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるもので、歳入歳出予算の総額に113万7,000円を追加し、補正後の予算総額を8,913万7,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは議案第15号 一般会計補正予算（第12号）につきまして補足説明を申し上げます。

まず、歳出の内容から申し上げます。

本補正予算の全般的なものとしたしましては、年度末における実績による諸経費の調整が主なものでございます。従いまして、補正額が少額であり、且つ実績によるものは説明を省略させていただきます。

また、人件費につきましては、人事院勧告による給与改定に伴う増、職員の育児休暇等による減が主なもので、3,433万3,000円の減となっております。以降、職員人件費に係るものは説明を省かせていただきます。

それでは、補正予算書の32、33ページをお開きください。

初めに、2款1項1目一般管理費、7節賃金430万円の減は、臨時職員の採用が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

34、35ページをお願いいたします。

2款1項2目文書広報費、12節役務費の手数料1万円の増は、ながラン着ぐるみのクリーニング料に係る人件費の上昇に伴うものでございます。

3目防災対策費、01防災対策費、18節備品購入費、災害対策用資機材保管用物置71万7,000円の増は、昨年、町社会福祉協議会において災害ボランティアセンターを開設した際に寄贈のあった防災対策用具を保管するための物置を購入するものでございます。

03自主防災組織設置助成事業、18節備品購入費200万円の減は、組織の設置実績がなかったことによるものです。

4目財政管理費、13節委託料、ふるさと納税業務250万円の減につきましては、ふるさと納税の寄附実績によるものです。

5目会計管理費、12節役務費の手数料1万1,000円の増は、口座振替の件数増加により増額補正するものです。

最下段、6目財産管理費、01財産管理事業ですが、次の36、37ページをお願いいたします。

11節光熱水費73万円の増、その下、12節役務費、通信運搬費12万円の増は、昨年の災害対応により、庁舎の電気料、電話料が共に増加したため、増額補正するものでございます。

2款1項7目企画費、19節補助金50万円の増は、路線バス利用者支援事業における利用件数の増によるものです。

次のページ、38、39ページをお願いいたします。

中段のやや下、2款5項1目統計調査費、1節統計調査員報酬5万9,000円の増は、農林業センサスの調査対象件数が増えたことによるものでございます。

最下段、3款1項1目社会福祉総務費ですが、次の40ページ、41ページをお願いいたします。

04長柄町社会福祉協議会補助事業352万5,000円の増は、災害ボランティアセンター及び避難所運営に伴う人件費の増によるものです。

3款1項3目障害者福祉費、01障害者福祉事業、12節役務費の手数料1万9,000円の増は、主治医意見書作成料の増によるものです。

その下、02介護給付訓練等給付事業及び07重度心身障害者（児）医療費給付事業につきましては、利用者の実績によるものとなっております。

09自立支援医療給付事業113万5,000円の増は、平成30年度障害者医療費国庫負担金の実績確定に伴う返還金でございます。

次に、6目福祉センター費450万円の減は、ながら温泉の営業休止に伴い運営委託料が減額となります。

1段戻りまして、5目国民健康保険費と最下段の7目介護保険費、ページをおめくりいただき、42、43ページの8目後期高齢者医療費における28節の繰出金につきましては、各特別会計への実績による繰出金となります。

3款2項1目児童福祉総務費、02放課後児童健全育成事業17万5,000円の増は、平成30年度子ども・子育て支援交付金の実績の確定に伴う返還金でございます。

その下、05子育て支援金支給事業100万円の減は、実績による減額となります。

2目児童措置費、児童手当支給事業767万円の減は、支給実績によるものです。

4目こども園費、02こども園費、11節需用費の消耗品費19万4,000円の増は、災害時や非常時における子供用の常備食品を配備するための購入費用です。

その下、光熱水費24万1,000円の増は、電気料の基本額が上昇したことに伴う増額となっております。

その下、賄材料費205万8,000円の減は、災害により給食の停止期間が生じたため減額となります。

13節委託料、管外保育業務54万7,000円の増は、管外保育の利用人数の増加によるものでございます。

44、45ページをお願いいたします。

3款3項1目災害救助費3,295万円の減は、住家応急修理工事における対象件数の見直しによるものです。

4款1項1目保健衛生総務費、03子ども医療費助成事業、20節子ども医療費扶助153万3,000円の減は実績に伴うものです。

2目予防費、05予防接種事業ですが、次の46、47ページをお願いいたします。

11節需用費の消耗品費、印刷製本費、12節役務費の通信運搬費については、厚労省の通知による麻疹、風疹に係る予防接種受診票等の作成、郵送費用として増額補正するものです。

その下、13節委託料、風疹第5期追加的対策業務120万9,000円の減は、実績に伴う減額です。

3目環境衛生費、01環境整備事業、13節委託料、首都圏自然歩道管理業務とその下の自然保護指導業務につきましては、共に県の積算単価及び消費増税による増額となります。

19節負担金、広域市町村圏組合衛生費3,504万5,000円の減は、災害廃棄物処理費の減によるものです。

02農業集落排水事業、03浄化槽整備事業の28節繰出金につきましては、各特別会計への実績による繰出金となります。

48、49ページをお願いいたします。

07災害廃棄物処理事業、23節自費撤去者への費用償還1,300万円の減は、実績見込みに伴う減額です。

5款1項1目農業委員会費、13節委託料5万円の増は、ウインドウズ7のサポート終了に伴う農地情報管理システムの更新費用です。

3目農業振興費、01農業振興費、19節補助金2,420万5,000円の減は、災害に伴う経営体育成支援事業補助金の実績見込みによる減額です。

50ページ、51ページをお願いいたします。

6款1項2目商工業振興費、02商工振興利子補給事業、19節補助金100万円の減は、実績に伴う減額です。

その下、05プレミアム付商品券事業、13節委託料793万2,000円の減は、実績による対象者減に伴う減額です。

52、53ページをお願いいたします。

6款1項3目商工観光費、農林商工まつり補助金151万9,000円の減は、商工まつり中止に伴う減額となります。

7款1項1目土木総務費、02土木総務費、14節使用料52万5,000円の増は、ウインドウズ10への移行に伴う図面作成ソフト使用料となります。

2目地籍調査費、13節委託料、閲覧等業務12万円の増は、労務単価の増額により、契約額が増加したものです。

その下、地籍調査業務1,238万8,000円の減は、補助金の配分が少なかったため、事業費を減額補正するものです。

7款2項1目道路維持費ですが、次の54、55ページをお願いいたします。

01道路排水路維持事業、15節道路排水路維持補修工事450万円の減は、災害復旧工事と重複した箇所が含まれたため減額としております。

その下、02橋梁長寿命化修繕事業、15節工事請負費666万円の減は、交付金の交付率が低かったことに伴い減額をしております。

7款2項2目道路新設改良費、02町道3033号線道路改良事業、15節道路改良工事費524万円の減は、国の交付金において今年度要望額に対する交付率が低かったことによる減額です。

その下、22節補償補てん及び賠償金232万5,000円の減は、電柱移転を伴わない工事内容となったことによる減額です。

03（仮称）茂原長柄S I Cアクセス道路整備負担事業500万円の減、及びその下、04S I C周辺整備、町道1457号線道路改良事業の22節補償補てん及び賠償金151万円の減につきましては、実績見込みによるものです。

次の56、57ページ、お願いいたします。

7款4項1目住宅管理費、03被災住宅修繕緊急支援事業1,400万円の減は、事業における対象件数の見直しによるものです。

8款1項1目常備消防費、19節負担金、広域市町村圏組合常備消防費202万3,000円の減は、主に職員人件費の減によるものです。

最下段、9款1項3目教育指導費、13節委託料1万2,000円の増は、茂原市指導適応教室の利用者が発生したための増でございます。

58、59ページをお願いいたします。

9款2項1目学校管理費、11節需用費の修繕料30万円の増は、長柄小学校体育館の漏電修繕費用等を計上しております。

その下、12節役務費、手数料6万円の増は、小学校2校分の印刷機更新に伴う処分手数料となっております。

9款3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費の燃料費20万円の増は、ガス代等の増によるものです。

次の60ページ、61ページをお願いいたします。

9款4項3目公民館建設費ですが、実績により518万4,000円の減額となります。

9款4項4目文化財保護費、01文化財保護費、19節文化財保存整備事業補助金357万6,000円の増は、被災した飯尾寺の復旧に対する補助金となります。

その下、04史跡長柄横穴群災害復旧工事費236万4,000円の減は、額の確定に伴う減額となります。

9款5項3目給食施設費、02学校給食センター事業、11節需用費の賄材料費239万円の減は、災害により給食の停止期間が生じたため減額となります。

次のページをお願いいたします。

10款3項3目こども園災害復旧費326万5,000円の減は、現時点で事業が完了しているものについての精算となります。

4目学校給食センター災害復旧費304万3,000円の減は、給食センターの災害復旧事業の完了に伴う精算となります。

5目社会体育施設災害復旧費4,291万9,000円の増は、給食センター脇の町民体育館1号館について、床張り替え等の復旧工事関連費用を計上するものです。

最下段、11款公債費ですが、次のページをお願いいたします。

1項1目元金40万1,000円の増は、利子見直し方式で借り入れた起債の利率見直しによるものです。見直しにより、利息は減少いたしましたが、元利均等払いでありますので、元金が増えたものでございます。

その下、2目利子172万3,000円の減は、利率見直しにより、借入れ利率が低くなったことによるものでございます。

12款2項1目基金費、25節積立金4億4,691万9,000円の増は、各基金からの利子分47万7,000円をそれぞれの基金に積み立てるほか、本補正予算で生じた補正剰余金及び公共施設整備等基金からの振替分などを財政調整基金へ予算積立てするものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

14ページ、15ページをご覧ください。

1款町税、1項2目法人700万円の減は、課税標準額の減少により減額となっております。

2項固定資産税500万円の増は、徴収率の向上による増額です。

中段の2款地方譲与税から、ページ2枚ほどおめくりいただきまして、18、19ページの13款分担金及び負担金までは、実績見込みによる増減となっております。

20ページ、21ページをお願いいたします。

14款1項2目民生使用料、1節福祉センター使用料1,021万円の減は、ながら温泉の営業休止に伴う入浴料、入館料の減によるものです。

その下、3目土木使用料、2節住宅使用料、現年度分使用料357万3,000円の減は、被災した方の住宅使用料の減免分を減額しております。

15款1項1目民生費国庫負担金、1節児童手当国庫負担金556万円の減、その下、2節国民健康保険基盤安定負担金141万2,000円の増、その下、3節障害者福祉費負担金317万5,000円の減は、いずれも実績による増減となっております。

22、23ページをお願いいたします。

5節低所得者保険料軽減負担金189万8,000円の増は実績によるものでございます。

2つ下、4目公立学校施設災害復旧費負担金205万5,000円の減は、中学校の体育館復旧工事と法面復旧工事、給食センターの復旧工事の3事業におきまして、災害査定額が確定したことによるものです。

15款2項1目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金150万円の増は、管外の保育園等に通っている子供への国補助分でございます。

3目災害復旧費国庫補助金、1節農業用施設災害復旧費補助金、林道災害復旧事業補助金ですが、こちらにつきましては、2つ下の4節に受入れの科目を変更するものでございます。

次に、2節公立社会教育施設災害復旧費補助金2,845万円の増は、町民体育館1号館災害復旧工事に係る国庫補助分でございます。

最下段、4目衛生費国庫補助金、3節災害等廃棄物処理事業費補助金837万円の減は、対象者数の実績による減額となります。

次のページをお開きください。

15款2項5目土木費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金、橋梁長寿命化修繕事業438万円の減、及び町道3033号線道路改良事業418万2,000円の減は、社会資本整備総合交付金の減であり、国からの割り当てが減少したことによるものです。

その下、7目商工費国庫補助金、1節商工振興費国庫補助金852万6,000円の減は、プレミアム付商品券事業の実績による減額です。

16款1項2目民生費県負担金、1節児童手当県負担金132万5,000円の減は、児童手当の県

負担分となります。

4節千葉県後期高齢者医療保険基盤安定負担金294万7,000円の減は、実績見込みによる減額です。

8節災害救助費負担金3,295万円の減は、住家応急修理等に係る対象者数の実績見込みによる減額となります。

2項県補助金でございますが、次のページをお願いいたします。

1目総務費補助金、地域防災力向上総合支援補助金100万円の減は、実績によるものです。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、経営体育成支援事業補助金1,901万3,000円の減は、実績見込みによる減額となります。

その下の林地崩壊防止事業補助金につきましては、1つ下の2節に受入れの科目を変更するものです。

5目教育費県補助金、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業補助金217万6,000円の減につきましては、史跡長柄横穴群の災害復旧工事が完了したことに伴う減額となります。

6目土木費県補助金、1節地籍調査費補助金1,015万8,000円の減は、補助金の交付配分が減少したことによるものです。

2節被災住宅修繕緊急支援事業補助金1,120万円の減は、実績見込みによる減額となります。

28、29ページをお開きください。

17款2項1目不動産売払収入367万3,000円の増につきましては、普通財産の売払いに係る収入を計上しております。

18款1項1目一般寄附金1,137万円の増は、災害支援金の受入れによるものです。

その下、3目ふるさと応援寄附金150万円の減につきましては、ふるさと納税の寄附実績による減額となっております。

19款1項2目公共施設整備等基金繰入金2億5,301万6,000円の増は、財政調整基金へ振り替えるために取り崩すものです。

19款1項2目介護保険事業特別会計繰入金356万5,000円の増は、介護保険特別会計の前年度事業費確定による精算金分です。

21款3項雑入ですが、次のページをお願いいたします。

2目雑入ですが、説明欄の上から2番目、給食費負担金230万円の減は、主に災害により給食の停止期間が生じたための減となります。

21款 1 項 3 目土木債、公共事業等債1,230万円の減は、橋梁長寿命化修繕事業、町道3033号線道路改良事業、茂原長柄スマートインターチェンジ設置事業、S I C周辺道路整備事業におきまして、それぞれの事業費が確定したことによるものです。

その下、公共施設等適正管理推進事業債3,780万円の増は、第2学童クラブ、旧長柄保育所の解体工事に係るものです。

5目災害復旧事業債、1節災害復旧事業債、補助災害復旧事業債1,230万円の増は、長柄中学校体育館、学校給食センター、町民体育館1号館の復旧経費に係るものです。

その下、単独災害復旧事業債740万円の減は、各起債対象事業の事業費等の実績による減額となります。

2節歳入欠かん等債、歳入欠かん債910万円の増は、一連災害における町税等の減免に伴う歳入欠かんに対する地方債の増額分です。

その下、災害対策債は、災害廃棄物処理事業に係るもので、1,000万円を計上しております。

歳入につきましては以上です。

前に戻りまして6ページ、7ページをご覧くださいと思います。

第2表繰越明許費です。

本年3月末日までに事業の完了が見込めない可能性があるものを繰越明許費として設定するものです。

上から、2款総務費、1項総務管理費、土砂等撤去事業1,672万3,000円。2款総務費、1項総務管理費、災害見舞金等事業688万円。2款総務費、1項総務管理費、個別施設計画策定支援事業1,650万円。2款総務費、1項総務管理費、旧昭栄中学校跡地侵入防止柵設置事業90万円。2款総務費、1項総務管理費、自治会集会施設等整備事業98万円。3款民生費、2項児童福祉費、旧長柄保育所解体事業4,200万円。3款民生費、3項災害救助費、生活必需品の供与事業395万7,000円。3款民生費、3項災害救助費、災害救助法による応急修理事業6,620万1,000円。4款衛生費、1項保健衛生費、災害廃棄物処理事業（自費撤去者への費用償還）802万7,000円。5款農林水産業費、1項農業費、経営体育成支援事業8,848万8,000円。5款農林水産業費、1項農業費、バーベキュー場改修事業130万円。5款農林水産業費、2項林業費、林地崩壊防止事業1億2,541万3,000円。7款土木費、1項土木管理費、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業1億900万円。7款土木費、1項土木管理費、地籍調査事業386万1,000円。7款土木費、2項道路橋梁費、橋梁長寿命化修繕事業1,430万円。7款土木費、

2項道路橋梁費、舗装補修事業204万円。7款土木費、2項道路橋梁費、要望路線改良事業1,413万6,000円。7款土木費、2項道路橋梁費、町道3033号線道路改良事業3,000万円。7款土木費、2項道路橋梁費、S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業3,830万円。7款土木費、3項河川費、河川改良事業170万円。7款土木費、4項住宅費、被災住宅修繕緊急支援事業2,400万円。9款教育費、4項社会教育費、文化財保存整備事業357万6,000円。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農林水産施設災害復旧事業6,169万6,000円。10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業5億7,475万円。10款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、長柄小学校グラウンド法面災害復旧事業700万円。10款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、長柄中学校法面災害復旧事業1,600万円。10款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、長柄中学校体育館災害復旧事業5,101万円。10款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、こども園災害復旧事業396万円。10款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、町民体育館1号館災害復旧事業4,317万4,000円。10款災害復旧費、4項その他公共施設・公用施設災害復旧費、町営住宅災害復旧事業1,110万円。

以上、30事業を繰越しとしておりまして、主な繰越しの理由といたしましては、災害復旧事業の集中によります施工業者の不足、事業者や他の復旧事業との調整に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

次のページ、8、9ページをご覧ください。

第3表、地方債補正です。

公共事業等債1億750万円を9,520万円に、公共施設等適正管理事業債1,980万円を5,760万円に、補助災害復旧事業債1億4,350万円を1億5,580万円に、単独災害復旧事業債3億1,660万円を3億920万円に、それぞれ変更するものです。また、歳入欠かん債として910万円を、災害対策債として1,000万円を新たに追加するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と変更はございません。

以上、一般会計補正予算の補足説明でございました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第12号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和元年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和元年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和元年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和元年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和元年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のお

り可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時40分といたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第21号～議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（星野一成君） 日程第19、議案第21号 令和2年度長柄町一般会計予算、議案第22号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 令和2年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号 令和2年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第25号 令和2年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第26号 令和2年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも令和2年度予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第21号 令和2年度長柄町一般会計予算及び議案第22号から議案第26号の令和2年度各特別会計の予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、令和2年度の予算編成方針といたしましては、第4次総合計画が令和2年度で最終年となることから、定められた目標の達成に向け、計画の着実な推進に注力することとしております。

歳入では、根幹となる町税収入が減少傾向にあり、また、生産年齢人口の減少が予想されることから、今後も歳入全体の大幅な伸びは期待できない状況にあります。

歳出では、子育て支援施策の充実に伴う経費や、公共施設の老朽化による維持管理費用の増大、さらには新公民館建設に係る経費も多額に及ぶものと見込まれます。

これらの状況を踏まえ、事務事業の選択と集中によって、限られた資源をより効果的に活用し、持続可能な財政運営の確立を図ることとしております。

令和2年度の予算規模は、一般会計35億6,300万円、特別会計19億9,280万円、合計で55億5,580万円となり、前年度の当初予算と比較しますと、一般会計では0.1%の減、特別会計では3.7%の増、合計で1.2%の増となります。

一般会計の歳入歳出の概要を申し上げますと、歳入でございますが、町税においては、法人税割の税率変更による法人町民税の減、償却資産の減価による固定資産税の減などにより、3.3%減の12億3,540万1,000円となります。

法人事業税交付金は、令和2年度から新規に交付されるもので、130万円を計上しております。

地方消費税交付金は、消費増税の影響などにより、22.5%増の1億7,490万円となります。

自動車取得税交付金については、昨年10月から廃止となっており、代替財源として、環境性能割交付金が交付されております。

地方交付税は、地方財政計画により、8.9%増の9億9,600万円となります。

繰入金は、一般財源の不足を補填するための財政調整基金からの繰入額の減及び公共施設の整備等の資金に充てるための公共施設整備等基金から繰入額の減等により、10.3%減の1億6,531万2,000円となります。

町債については、公共事業等債などの減により、11.8%減の2億3,780万円となります。

次に、歳出でございますが、総務費では、防災ハザードマップの作成や、会計年度任用職員制度の開始などにより、3%増の7億5,073万8,000円となります。

農林水産業費では、農林業等振興事業補助金など各種補助金の減額等により、5.7%減の1億4,604万6,000円となります。

土木費では、河川改修事業や、S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業等については増額となりますが、橋梁長寿命化修繕事業、町道3033号線道路改良事業、茂原長柄S I Cアクセス道路整備に関わる事業費等が減額となることから、10.1%減の3億7,202万2,000円となります。

教育費では、小学校における教科指導書の改定による教材備品購入費の増、また、新公民館建設事業での実施設計事業費の増などにより、7%増の3億8,307万8,000円となります。

一般会計の説明は以上となります。

次に、国民健康保険特別会計ですが、予算総額は9億9,400万円で、前年度比2.6%の増となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、予算総額は5,960万円で、前年度比11.2%の増となっております。

次に、介護保険特別会計ですが、予算総額は7億6,840万円で、前年度比3.5%の増となっております。

次に、浄化槽事業特別会計ですが、予算総額は7,330万円で、前年度比5.8%の増となっております。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、予算総額は9,750万円で、前年度比10.8%の増となっております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案の取扱いにつき、審議する前に総括質疑を行います。

総括質疑は款、項について行い、詳細については、この後お諮りしますが、常任委員会で質疑するようお願いします。

質疑ございますか。

4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 私のほうから2点ほど、新年度予算を迎えて、お聞きします。

非常に財源が不足している、毎年これから、人口減少に伴って、あらゆる手段の財源を確保しなくてはいけないというのがあろうかと思えます。

その中で唯一、自動車税を見たときに、軽自動車税が新しい機種というんですか、こういう伴って、大いに軽自動車税というと普通自動車、怒られてしまいますけれども、財源を確保する一つの方法として、自動車税の見直し、それから長柄町として税確保のためにどんな方法があるのかということ、回答は結構ですので、これから考えていただきたいなというように思っております。

それはなぜかという、もう1点お聞きしたいのは、会計課、出納室ですね。会計課長さんに聞いてもいいんですけども、普通自動車税を、乗られている方がおられますけれども、普通自動車税の納税を会計課のほうで受けたときに、県のほうから手数料を受けることがで

きると思います。この本町では、そういう扱い方をしているかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけれども。歳入に、ここに載ってきていないもので、県からの手数料を聞きたいんですね。歳入として。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） それでは、宿題にしますので、総務の事業の時に、総務部の関係者の方が検討してみてください。少しでも、1円でも多く、歳入源となるものはうまく利用して歳入に入れていきたいなということで、検討してみてください。

もう1点目は、55ページ、総務事業の常任委員の方々になりますので、ではこれも答弁のほうは結構ですので、宿題という形で、常任委員会のお答えをいただけるような形を取りたいと思います。

55ページのほうでは、2款1項1目、04スポーツ国際交流事業。これ、55ページに載っております。これも答弁結構ですので、後で教えていただきたいんですけれども、これは総務事業のほうでまた聞かれると思いますので、私のほうからは宿題としておきます。

この7節の報償費の中に、大使館などの手土産というのがあります。手土産というのは何なのか。これがお聞きしたいことです。

さて、私は住民教育の委員ですので、住民教育、111ページをお聞きしたいと思います。

これは9款3項2目、02事業です。これは教育振興費の中の国際交流事業になります。これもやはり7節の報償費、ホスト校手土産となっておりますが、手土産というのは何なのか。これが私にはどうも分からないんですね。ですから、この手土産というのは何なのかによって、果たして報償費の科目でいいのかどうか。私は三十何年やっていて、報償費で手土産を出したことが一度もありませんので、報償費に2つの事業で載せてあるということは、何かの根拠があると思います。これを11日の常任委員会まで調べておいていただけますか。

私からは以上です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

6番、池沢俊雄君。

○6番（池沢俊雄君） 6番、池沢でございます。

総括質疑ということでございますので、細かい詳細じゃなくて、ちょっと全体的な予算編成の基本方針でお聞きしたいと思います。

ただいま町長から、一般会計35億6,300万円、特別会計19億9,280万円という予算の提案がございました。

午前中の町長の施政方針の中に、現在、地方財政については依然として大変厳しい状況下にあるということを前提といたしまして、新年度予算の編成に当たっては、国、県の補助金等の採択を積極的に行うことはもとより、各部署において、事業の優先順位を選択し、経常経費についても、事務事業の在り方について必要性の再検討を行い、持続可能で安定的な財政運営の確立を目指して、令和2年度の予算編成に取り組んだということでございます。

この令和2年度の一般会計、特別会計、合わせました55億円強でございますけれども、この予算編成に当たりまして、ただいま私がお聞きした、この国県等の補助金等の採択を積極的に云々とか、そういう事業の優先とかございますけれども、企画財政課長さん、どの辺をどう今年度の予算に反映をさせたのか、ご説明をいただければと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 各課において、選択と集中ということで、本来やりたい仕事が増えた中で、これとこれは後に回すということで、実施計画のほうでもご説明をしたところですが、その段階で幾つかのものを後回しにして、例えば建設関係でありますと、生活道路の整備事業とか何か要望が上がっているものを、幾つか後回しにさせていただくようなこともお願いをしつつ、予算のほうは作っているということでございます。詳細なところについて、今、即答ができなくて大変恐縮なんですけれども、工夫はしているところがございます。

総額といたしましては、過去直近5か年の平均で言いますと、一般会計37億円ぐらいでこれまで推移をしてきているというのが、数字上では手元にあるんですけども、今回もそれに近い、もしくはそれよりも少し上回るような、予算見積りの各課からの提出でございました。

その中で、今回の35億円というような、昨年とほぼ同額のところまで切らせていただいたというところがございます。

浴室のユニットバスの設置工事だとか、まだまだ人口増対策だとか、アパートのない長柄町にとってということで、議員のほうからのこれまでのご指摘もあった中で、その辺の住宅環境整備というところにつきましても、国の社会資本整備総合交付金などを引っ張ってくるができるというようなことの工夫をしていく中で、組んでいるというようなところがございます。その辺をお酌み取りいただけたらというふうに思うところがございます。

きちんとした回答になっていないかと思いますが、すみません、よろしく願いいたします。

す。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄君。

○6番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

まず、予算編成に当たっては、住民が望む事業を取り入れてもらうのが、私は一番ベターだと思います。詳細についてはまた委員会等で審議をさせていただきたいと思いますので、これで質問は終わります。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題といたしました議案第21号から議案第26号までの6議案は、議会運営委員会で決定のとおり、各所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第26号までの6議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

◎発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（星野一成君） 日程第20、発議案第1号 長柄町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、提出者であります山崎悦功議員より趣旨説明を求めます。

11番、山崎悦功議員。

○11番（山崎悦功君） 11番、山崎悦功です。よろしくお願いいたします。

発議案第1号 長柄町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長柄町議会会議規則第14条の規定により、提出します。

令和2年3月4日提出。

提出者、長柄町議会議員、山崎悦功。

賛成者、長柄町議会議員、本吉敏子。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本町では、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定により、長柄町議会議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請・陳情、住民相談、各種会議への参加等、町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対しては、政務活動費が交付されています。

昨年制定しました長柄町議会基本条例第27条の規定により、議会議員の政務活動費の使途の公正性、透明性の観点や、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、令和2年度分から政務活動費の交付方法その他所要の改正を図るものであります。

議員全員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、発議案第1号の提案理由の説明を終わります。

以上です。

○議長（星野一成君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第1号 長柄町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

したがって、発議案第1号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

◎発議案第2号の上程、説明、採決

○議長（星野一成君） 日程第21、発議案第2号 千葉外房有料道路の茂原区間の料金の早期無料化に関する意見書を議題とします。

本案は、提出者であります池沢俊雄議員より趣旨説明を求めます。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 発議案第2号 千葉外房有料道路の茂原区間の料金の早期無料化に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年3月4日。

長柄町議会議長、星野一成様。

提出者、長柄町議会議員、池沢俊雄。

賛成者、長柄町議会議員、柴田孝、同、山崎悦功、同、古坂勇人、同、鶴岡喜豊、同、岡部弘安。

発議案第2号の提案理由を申し上げます。

千葉外房有料道路の茂原区間の料金の早期無料化に関する意見書について、提案理由を申し上げます。

千葉外房有料道路は、東京、千葉方面と外房地域を連絡する主要地方道千葉大網線の慢性的な交通渋滞緩和のために建設された道路であります。

圏央道の開通により、その役割は変化しつつあるものの、東京、千葉方面から長生郡を中心とする外房地域を訪れる多くの方に利用されています。

本町においても重要な役割を持つ路線であることから、茂原区間の早期無料化を要望すべく、意見書を千葉県へ提出しようとするものです。

議員全員の賛同を賜りますようお願いを申し上げます、発議案第2号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第2号 千葉外房有料道路の茂原区間の料金の早期無料化に関する意見書を原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

したがって、発議案第2号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

◎発議案第3号、発議案第4号の上程、説明、採決

○議長（星野一成君） 日程第22、発議案第3号 二級河川一宮川水系河川整備を求める意見書、発議案第4号 千葉県が実施する二級河川一宮川水系河川整備への支援を求める意見書、いずれも一宮水系河川整備に関する発議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案は、提出者であります池沢俊雄議員より趣旨説明を求めます。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 発議案第3号 二級河川一宮川水系河川整備を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年3月4日。

長柄町議会議長、星野一成様。

提出者、長柄町議会議員、池沢俊雄。

賛成者、長柄町議会議員、柴田孝、同、山崎悦功、同、古坂勇人、同、鶴岡喜豊、同、岡部弘安。

続きまして、発議案第4号 千葉県が実施する二級河川一宮川水系河川整備への支援を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年3月4日。

長柄町議会議長、星野一成様。

提出者、長柄町議会議員、池沢俊雄。

賛成者、長柄町議会議員、柴田孝、同、山崎悦功、同、古坂勇人、同、鶴岡喜豊、同、岡部弘安。

発議案第3号 二級河川一宮川水系河川整備を求める意見書、発議案第4号 千葉県が実施する二級河川一宮川水系河川整備への支援を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年10月25日の大雨では、一宮川水系において河川が氾濫し、多くの家屋が浸水被害を受け、さらには2名もの尊い命が失われるなど、最悪の事態となってしまいました。

また、道路被害も甚大で、町内の主要な国県道や幹線道路は、長時間にわたり冠水し、交通網は寸断され、多くの集落が孤立し、危機的な事態となりました。

今回の浸水被害を受け、千葉県においては、将来に向けた住民の安全確保のための治水対策の早期実施を図ること。国においては、治水対策を千葉県が早急に実施できるよう、必要な支援を行うことを要望すべく本案を提出するものであります。

議員全員の賛同を賜りますようお願いを申し上げ、発議案第3号及び発議案第4号の提案理由とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第3号 二級河川一宮川水系河川整備を求める意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

したがって、発議案第3号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

発議案第4号 千葉県が実施する二級河川一宮川水系河川整備への支援を求める意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

したがって、発議案第4号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

本意見書につきましては、議長をしてしかるべき措置を取りますのでご了承願います。

◎休会の件

○議長（星野一成君） 日程第23、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査及び予算審査常任委員会開催のため、あしたから17日まで休会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

よって、明日5日から17日まで休会することと決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（星野一成君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

再開は3月18日午後1時30分といたします。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時14分

令和2年長柄町議会第1回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年3月18日(水曜日)午後1時30分開議

日程第1 諸般の報告(議長の報告)

日程第2 議案第21号 令和2年度長柄町一般会計予算

議案第22号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計予算

議案第23号 令和2年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算

議案第24号 令和2年度長柄町介護保険特別会計予算

議案第25号 令和2年度長柄町浄化槽事業特別会計予算

議案第26号 令和2年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算

(委員長報告)

出席議員(12名)

1番	高橋 智恵子 君	2番	岡部 弘安 君
3番	柴田 孝 君	4番	川嶋 朗敬 君
5番	鶴岡 喜豊 君	6番	池沢 俊雄 君
7番	三枝 新一 君	8番	本吉 敏子 君
9番	月岡 清孝 君	10番	古坂 勇人 君
11番	山崎 悦功 君	12番	星野 一成 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田 勝利 君	副町長	田中 武典 君
総務課長	蒔田 功 君	企画財政課長	白井 浩 君
税務住民課長	大塚 真由美 君	健康福祉課長 兼地域包括支 援センター長 兼福祉セ ンター長	若菜 聖史 君
建設環境課長	内藤 文雄 君	産業振興課長	石井 正信 君

会計管理者	石井和子君	教育長	石川和之君
学校教育課長 兼給食センター所長	豊田武文君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君
選挙管理 委員長	蒔田功君	農業委員会 事務局長	石井正信君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田孝一	議会書記	長 鳶 保 憲
議会書記	白井雄大		

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（星野一成君） 本日は、お忙しい中お集まりいただきご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

休会前に引き続き、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（星野一成君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日、議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第21号～議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第2、議案第21号 令和2年度長柄町一般会計予算、議案第22号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 令和2年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号 令和2年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第25号 令和2年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第26号 令和2年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案件につきましては、さきの予算審査常任委員会に付託してございますので、審査の経過及び結果につきまして委員長に報告を求めます。

総務事業常任委員会委員長、池沢俊雄議員。

○総務事業常任委員長（池沢俊雄君） それでは、令和2年度予算審査総務事業常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

3月4日の第1回議会定例会において本常任委員会に付託されました案件は議案3件でございます。この審査のために、去る3月10日、委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は議案第21号 令和2年度長柄町一般会計予算、議案第23号 令和2年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第25号 令和2年度長柄町浄化槽事業特別会計予算についてであります。

本議案については、全会一致で原案のとおり可決することと決定をいたしました。

なお、審査の過程において町当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたが、その主なものを要約して申し上げます。

まず、企画財政課の審査では、ラッピング高速バスはいつからどのルートで何台運行するのかとの質問に対し、4月から茂原駅発羽田空港・横浜駅行き的高速バス1台が1日1往復する予定であるとの答弁がありました。

次に、特産飲料「ながらとガラナ」は商品化するのかとの質問に対し、令和元年度に国の補助事業を活用して製造したものを、令和2年度イベントなどで無償配布し、飲んでいただいた方の意見を聞きながら商品化を検討したいとの答弁がありました。

続いて、総務課の審査では、自主防災組織の設置率について伺いたいとの質問に対し、48自治会のうち33自治会で設置している。全自治会での設置をお願いしているところだが、予算措置も含め積極的に対応したいとの答弁がありました。

次に、町民バスの廃止後の対応について伺いたいとの質問に対し、タクシー助成券の拡充、具体的には助成額の増額及び要件の緩和で対応し、今後、町民のニーズに基づき交通弱者対策を行っていくとの答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、税徴収業務を推進するために重点的に行っている取組は何かとの質問に対し、現年度課税分の滞納者を増やさないことに重点を置き、悪質の場合は差押えを行っているとの答弁がありました。

続いて、産業振興課の審査では、水稻病虫害防除事業でドローンを活用する考えはあるのかとの質問に対し、近隣の自治体でドローンを活用している事例はあるが、多くの課題があるため、現時点では活用は考えていないが、今後、要望などにより検討したいとの答弁がありました。

次に、農家の後継者不足及び高齢化により荒廃していく農地が増えていく。離農する方も

多い中で、営農組合がより活性化するための指導強化をすべきではないかとの質問に対し、今後も小規模農家の離農傾向は変わらず、中規模・大規模農家に農地が集積していくものと考えられる。意欲のある若い農家や営農組合に農地が集積していくような施策を取っていくとの答弁がありました。

続いて、建設環境課の審査では、町設置型浄化槽事業で当初に整備した浄化槽は設置後15年余り経過し、経年劣化しているが、不具合が生じた場合は町で修繕するのかなどの質問に対し、本事業で整備した浄化槽は使用料により保守点検や法定検査を実施しているため、劣化に伴う破損などについては町で修繕するとの答弁がありました。

次に、茂原長柄S I C設置負担金における開通後の効果検証業務の内容は何かとの質問に対し、交通量の調査をはじめ、設置したことによる費用対効果を検証する業務であり、調査内容は観光面など広範囲に及び、経費は茂原市と共同負担するとの答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席の下に総括質疑を行いました。その中で、予算額がそのまま執行額になるということではないので、予算執行の際には額を精査して最大の効果を発揮できるよう期待しますとの要望に対し、予算執行するに当たって、従来の慣習や踏襲なしに費用対効果を最大限に高めていくよう努力していきたいとの回答がありました。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました議案第21号 令和2年度長柄町一般会計予算、議案第23号 令和2年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第25号 令和2年度長柄町浄化槽事業特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして総務事業常任委員会の委員長報告を終わります。議員の皆様には予算のご可決をいただきますようご協力をお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、三枝新一議員。

○住民教育常任委員長（三枝新一君） それでは、池沢総務事業常任委員長に引き続き、私から住民教育常任委員会に関する令和2年度の予算審査の結果をご報告いたします。

3月4日の第1回議会定例会において本常任委員会に付託されました案件は議案4件でございます。この審査のために、去る3月11日、委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第21号 令和2年度長柄町一般会計予算、議案第22号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第24号 令和2年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第26号 令和2年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

全ての議案については、全会一致で原案のとおり可決することと決定いたしました。

なお、審査の過程において当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたが、その主なものを要約して申し上げます。

学校教育課の審査では、海外交流研修事業に参加できる学年を1年からにしたようだが、その結果は出ているかとの質問に対し、1年生から参加できるようにしたので、最初の全校生徒の説明会では参加希望者が30名ほどいた。しかし、最終的には夏休み期間中なので、塾の夏期講習や部活動の予定と重なり、行きたくても行けない生徒がいたのが現状である。今後も柔軟な対応で参加者を集められるようにしたいとの答弁がありました。

続いて、生涯学習課の審査では、公民館で洗濯機を購入するようだが、その必要性を伺いたい。備品の共有はできないのかとの質問に対し、古くなり壊れ始めており、公民館利用者のタオル等、清掃用具や雑巾、トイレに置くタオル等を洗うために公民館で1台購入させていただきたい。また、体育館用についても場所が離れており、モップ等を洗うので購入させていただきたいとの答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、国民健康保険特別会計の資料の特定健診、保健指導における受診率が横ばい状態であるが、今年度からはA Iを導入しているので受診率が高くなっていくのではないかとの質問に対し、A Iを利用して受診勧奨を行っている。今年度はなかなか健診を受けられない方などの掘り起こしを行っていければよいと思うとの答弁がありました。

続いて、健康福祉課の審査では、こども園の災害査定は終わったのかとの質問に対し、現在のところ未実施である。厚生労働省については台風第19号の他県での被害が多く、千葉県の査定に入れられない状況である。文部科学省については2月時点で準備が整っていないこともあり、こども園については2省にまたがる施設なので、調整がつかず、現在ではまだ未実施となっているとの答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席の下、総括質疑を行いました。その中で、新公民館建設について、公民館建設の委託費の実施設計業務に当たって、目的の妥当性、事業の効率性、町民要望と公平性について伺いたいとの質

間に対し、効率性については必要性に応じて行っている。あえて言うなら、公共施設の統合の趣旨にのっとり、学童と公民館を複合施設化することなど、本町の管理する公共施設の床面積の30%縮減の目標を同時に達成できるなど、将来を見通した設計で事業を進めている。公平性については、等しく町民が公民館という存在を享受できるような形でこれから運営に当たっていくとの答弁がありました。

これに関連して、効率性とは公民館の建設事業をいかに最小限の費用でとどめることができるかということ、要するに削減する余地がどこにあるかということである。公平性については優先順位がどこにあるかということである。妥当性については最も大切なところであり、しっかり認識して進んでほしいとの意見がありました。

意見を受けて、効率性、公平性、いろいろな観点からご質問いただいたが、町の執行部としては、この事業は重点事業として当初からも捉えているし、老朽化する今、極限状態にある公民館に代わり、新しい公民館の建設が急務であると考えているという認識で推進してまいりたいとの答弁がありました。

最後に、新型コロナウイルスに対する学校の休校について、国の要請で本町の小中学校も休校になったが、全国的にはまだ休校になっていない地域もある。今の状況ではとても終息する状況が見えない中、国の要請に従っていくのか、それとも本町の学校として先手を打って考えていくのかということと、授業の遅れをどうするのか伺いたいとの質問に対し、町としてもしばらくは感染防止のため様子を見る必要があるのではないかと考える。授業の遅れの件に関しては、国・県からの通知では各市町村で判断できるとある。例えば、3月できなかった分を4月以降に行ってもよいことや、進学先に相談をし配慮してもらうことなど、今後、教育委員会にて検討して決定していきたいとの答弁がありました。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました議案第21号 令和2年度長柄町一般会計予算、議案第22号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第24号 令和2年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第26号 令和2年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして住民教育常任委員会の委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査経過と結果に対する質疑にとどめ、付託された議

案に対し、町執行部に質疑することはできませんので、ご了承願います。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論及び採決は議案ごとに行いますので、ご了承願います。

議案第21号 令和2年度長柄町一般会計予算に対する討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号 令和2年度長柄町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第22号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 令和2年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第23号 令和2年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 令和2年度長柄町介護保険特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第24号 令和2年度長柄町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 令和2年度長柄町浄化槽事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第25号 令和2年度長柄町浄化槽事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 令和2年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第26号 令和2年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（星野一成君） 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして令和2年長柄町議会第1回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時57分